

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和8年8月25日（火） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	河 島 紀美恵 君	2 番	佐 藤 周 君
3 番	長 沢 正 君	4 番	大 川 勝 弘 君
5 番	四 宮 和 彦 君	6 番	虫 明 弘 雄 君

○出席議員 9名

議 長	中 島 弘 道 君	副議長	青 木 敬 博 君
議 員	竹 本 力 哉 君	議 員	篠 原 峰 子 君
〃	大 竹 圭 君	〃	鈴 木 絢 子 君
〃	犬 飼 このり 君	〃	杉 本 一 彦 君
〃	井 戸 清 司 君		

○オブザーバー 2名

議 員	片 桐 基 至 君	議 員	重 岡 秀 子 君
-----	-----------	-----	-----------

○出席議会事務局職員 5名

局 長	小 川 真 弘	局長補佐	鈴 木 綾 子
係 長	野 田 昌 伸	主 査	浄 住 貴 紀
主 事	向中野 博 希		

○会議に付した事件

- 1 市議会9月定例会の運営について
 - (1) 議案の付託、即決について
 - (2) 請願、陳情の取扱いについて
 - (3) 決算大綱質疑について
 - (4) 一般質問について
 - (5) 会期及び日程について
 - (6) 市議会採択の請願、陳情の処理状況について
 - (7) その他
- 2 意見書について
- 3 その他
 - (1) 令和8年度議会費9月補正予算について

(2) 令和7年度議会費等決算の概要について

(3) その他

○会議の経過概要

○委員長（大川勝弘君）開会する。

○委員長（大川勝弘君）日程第1、市議会9月定例会の運営についてを議題とする。

本議題については、まず(1) 議案の付託、即決についてから(4) 一般質問についてまでを協議、決定し、それを基に(5) 会期及び日程についてを協議、決定していきたいと思う。

(1)から(4)まで、事務局長から説明する。

○事務局長（小川真弘君）順次、説明をする。

(1) 議案の付託、即決についてである。資料の1ページから6ページまでを参照願う。提出議案については、報告1件、条例5件、単行議案3件、補正予算1件、各会計決算10件の合計20件である。

最初に、報告1件について申し上げる。市報第3号 令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計の3会計の資金不足比率を報告するものである。本件については、報告であるので質疑のみとなる。

次に、条例5件について申し上げる。まず、市議第14号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、地方自治法の一部を改正する法律により、同法からの引用条項に条項ずれが生じるため、これを整理するよう関係条例の改正を行うものであり、新たに特定歳入等の収納についての規定が設けられたことから、各条例で引用する職員の賠償責任に関する規定の条ずれに対応するもので、公布の日から施行する。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次に、市議第15号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例は、令和9年4月1日付で実施する本市の機構改革に伴い、関係条例を整備するもので、健康福祉部及び教育部を再編し、新たにこども未来部を設置するとともに、本市職員の定数を整理するものである。令和9年4月1日から施行する。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第16号 伊東市印鑑条例及び伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例は、出入国管理法等の改正により、在留カード等にマイナンバーカードの機能が付加されることに伴い、住民票等のコンビニ交付時に同カード等を使用できるよう改正をするもので、原則とし

て、公布の日から施行する。常任総務委員会への付託をお願いする。

次に、市議第１７号 伊東市観光施設整備基金条例の一部を改正する条例は、持続可能な観光振興等に資するよう、現行の基金の設置目的に、鉱泉源保護管理施設の整備及び観光振興を加えるものであり、公布の日から施行する。常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次に、市議第１８号 伊東市学校施設整備基金条例は、廃校となった小・中学校などの教育施設について、教育目的以外での財産処分をする場合は、国の制度により、残存価額に対する補助金相当額を積み立てる必要が生じるため、新たに基金を設置するものであり、公布の日から施行する。常任福祉文教委員会への付託をお願いする。

続いて、単行議案３件について申し上げる。まず、市議第１９号 清掃自動車購入契約の締結については、清掃自動車２台の更新に当たり、その購入契約の締結について、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものである。これまでの例に倣い、委員会付託を省略し、即決の扱いをお願いする。

次に、市議第２０号 令和７年度伊東市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和７年度伊東市下水道事業会計未処分利益剰余金２，９７７万９，６４２円を減債積立金へ積み立てることについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会の議決を求めるものである。なお、本案については、下水道事業会計決算との関連があるため、質疑は決算大綱質疑において行うこととし、常任観光建設委員会への付託をお願いする。

次に、市議第２１号 令和７年度伊東市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和７年度伊東市水道事業会計未処分利益剰余金４，４４６万９，０７２円を資本金へ組み入れることについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会の議決を求めるものである。なお、本案についても、水道事業会計決算との関連があるため、質疑は決算大綱質疑において行うこととし、常任観光建設委員会への付託をお願いする。

続いて、補正予算１件について申し上げる。市議第２２号 令和８年度伊東市一般会計補正予算（第２号）である。補正予算の規模は、７億１，６４７万９，０００円の追加で、補正後の予算規模を３３３億６，９６３万７，０００円とするものである。

主な補正内容を申し上げますと、総務費では、令和９年度機構改革に伴う庁舎レイアウト変更を行うための庁舎維持管理費の増額や市制施行８０周年記念事業に係る準備経費のほか、財政調整基金積立金の増額などを計上している。

民生費では、主に、障害者自立支援事業や生活保護総務費などにおける、令和７年度事業費確定に伴う国庫支出金及び県支出金の返還金などを計上している。

衛生費では、環境美化センターのホイールローダーの更新費用などを計上している。

農林水産業費では、富戸吉田土地改良区が実施するＰＣＢ廃棄物処理事業に対する補助金の

追加をしている。

観光商工費では、各観光施設等の適正な維持管理のための修繕料の追加や城ヶ崎海岸等における危険な枯木の伐採のための費用などを計上している。

土木費では、伊東大仁線改良事業における測量調査等委託料や吉田都市下水路を改良するための工事請負費を計上している。

消防費では、デジタル防災行政無線の移設費用などを計上している。

教育費では、新たに設置する学校施設整備基金への積立金の追加や小・中学校の体育館に空調設備を設置するための設計業務委託料のほか、令和7年度事業費確定に伴う国庫支出金及び県支出金の返還金を計上している。

災害復旧費では、令和8年6月の台風6号により被災した、荻・一碧湖・梅の木平線の災害復旧に係る経費などを計上している。

なお、これらの歳出を賄う歳入として、国県の補助金や前年度繰越金、地方債を追加計上するとともに、マリンタウンからの株主配当金などを計上している。

また、債務負担行為では、指定ごみ袋製造運搬委託業務など6件を追加し、1件を補正することとしている。本会議における質疑については、1つ目として歳出第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費及び第4款衛生費、2つ目として第6款農林水産業費、第7款観光商工費及び第8款土木費、3つ目として第9款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費及び第14款予備費、4つ目として歳入全般、債務負担行為の補正及び地方債の補正、以上4つに区分して質疑を行い、予算・決算特別委員会への付託をお願いする。

なお、今後、財産の減額貸付について及び伊東温泉競輪選手宿舍増築工事請負契約の締結についての2件の単行議案が追加提出される予定となっている。提出がされた場合、改めて議会運営委員会を開催することなく、一般質問の後に予定する議案審議の日程に組みさせていただき、委員会付託を省略し、即決でお願いする。なお、議案審議の際には、議事日程を改めて作成、配付させていただく。

続いて、決算について申し上げる。市認第4号 令和7年度伊東市一般会計歳入歳出決算から市認第13号 令和7年度伊東市水道事業会計決算までの10件は、一般会計をはじめとした10の会計の令和7年度歳入歳出決算の認定を求めるもので、申合せにより、決算大綱質疑をお願いする。定例会初日、市長による概要説明に続き、所管部長の説明までを行い、日を改めて決算大綱質疑を経て、一般会計決算は予算・決算特別委員会に、各特別会計決算及び企業会計決算については、各所管常任委員会への付託をお願いする。なお、先ほど説明申し上げた市議第20号及び市議第21号の単行議案については、関連する会計決算と併せて審議することとし、決算大綱質疑の後、常任観光建設委員会への付託をお願いする。したがって、決算1

0 件及び当該単行議案 2 件を一括議題として決算大綱質疑を実施し、決算大綱質疑終結後、予算・決算特別委員会及び各所管常任委員会への付託をお願いする。

続いて、(2) 請願・陳情の取扱いについてである。さきの 6 月定例会以降、これまでに受理した陳情等はない。議会運営委員会以後に提出された請願、陳情の取扱いに関しては、議長において、議会運営委員長及び所管常任委員長と協議の上、決定いただくこととなるので、申し添える。

次に、(3) 決算大綱質疑についてである。申合せにより、決算概要説明及び決算に係る議案に対して、会派及び会派に所属していない議員により決算大綱質疑をお願いする。持ち時間は、議員 1 人当たり答弁込みで 20 分とし、これまでの例により、会派に所属していない議員それぞれに 5 分を上乘せして、通告に基づきお願いする。なお、決算大綱質疑の通告期限は、9 月 3 日（木）の正午までとなる。

順序については、大きい会派から順に、まず、5 人会派の伊東未来、次に 4 人会派の正風クラブ、次に 3 人会派だが、ローテーションに基づき、自由民主 伊東、公明党、政和会の順とし、最後に会派に所属していない議員の順となる。

したがって、決算大綱質疑の順序を改めて申し上げると、1 番目伊東未来 100 分、2 番目正風クラブ 80 分、3 番目自由民主 伊東 60 分、4 番目公明党 60 分、5 番目政和会 60 分、6 番目及び 7 番目は会派に所属していない議員、1 人 25 分となる。なお、会派に所属していない議員の順序については通告順となる。なお、午前中の大綱質疑が早く終了したとしても、その日の午後に予定されている最初の質疑者の開始時間は変えないようにして行うので、あらかじめ了承願う。また、大綱質疑をされる議員におかれては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていることと思うが、質疑の趣旨を的確に伝え、的確な答弁が得られるよう、あらかじめ通告の案文を用意して臨むことを基本として、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくよう、お願い申し上げる。

次に、(4) 一般質問についてである。申合せにより、答弁込みの持ち時間 50 分以内として、決算大綱質疑の後に一般質問を行う。一般質問の順序について申し上げる。会派の順序は、これまでの例により、大会派から順次、大、中、小、大、小、中、小の順を基本として、以下これを繰り返し、最後に会派に所属していない議員となる。3 人会派における順序については、これまでのローテーションに基づき、自由民主 伊東、公明党、政和会の順でお願いする。

したがって、1 番目伊東未来、2 番目正風クラブ、3 番目自由民主 伊東、4 番目伊東未来の 2 人目、5 番目公明党、6 番目正風クラブの 2 人目、7 番目政和会の順序となり、これを繰り返し、最後に、会派に所属していない議員となる。なお、会派に所属していない議員の順序については通告順となる。なお、会派内における質問の順番については、この後、会派代表あ

てに、事務局からＬｏＧｏチャットにて、順番を確認させていただくので、返信いただくようお願いする。

通告期限については、告示日から大綱質疑通告期限の前開庁日の正午までとなるので、９月２日（水）までとなるところだが、市長の公務との兼ね合いから、１日繰り上げて、９月１日（火）の正午までとしていただきたいと思います。

なお、定例会の具体的な日程については、この後の(5) 会期及び日程についてにおいて協議いただくこととなるが、通告期限にかかわらず、極力早めの通告に協力いただくようお願い申し上げる。また、一般質問をされる議員においては、繰り返しになるが、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていることと思うが、質問の趣旨を的確に伝え、的確な答弁が得られるよう、あらかじめ通告の案文を用意して臨むことを基本として、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくとともに、決算に係る内容及び他の提出議案に直接触れないようにお願いする。

以上で、(1) 議案の付託、即決についてから(4) 一般質問についてまでの説明を終わる。

○委員長（大川勝弘君）まず、(1) 議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 請願、陳情の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取扱いについては、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 決算大綱質疑について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○２番（佐藤 周君）１点確認する。ふるさと伊東応援寄附金返礼事業について、付託先の分科会を確認したい。

○事務局長（小川真弘君）ふるさと伊東応援寄附金返礼事業については、今年度から産業課が所管している事業であるが、令和７年度は、総務管理費の企画費において企画課で実施をした事業となることから、総務分科会へ付託し、審査をお願いする。

○委員長（大川勝弘君）ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

それでは、決算大綱質疑を行うかどうか、各会派に伺う。

○1番（河島紀美恵君）行う。

○2番（佐藤 周君）行う。

○3番（長沢 正君）行う。

○5番（四宮和彦君）行う。

○6番（虫明弘雄君）行う。

○委員長（大川勝弘君）なお、あらかじめ議長において、内々、会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、お二方が実施されるとのことであるので、実施者数については、最大5会派及び会派に所属していない議員2人ということで調整し、決定させていただきたい。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明する。

○事務局長（小川真弘君）ただいまの実施人数を踏まえ、決算大綱質疑の発言の順序について申し上げる。1日目9月8日（火）1番目伊東未来、2番目正風クラブ、3番目自由民主 伊東、2日目9月9日（水）1番目公明党、2番目政和会、3番目会派に所属していない議員の1人目、4番目会派に所属していない議員の2人目となる。時間の目安であるが、1日目伊東未来は、10時から11時、休憩を挟んで11時50分まで、正風クラブは、13時から14時、休憩を挟んで14時30分まで、自由民主 伊東は、14時40分から15時40分までとなる。2日目公明党は、10時から11時まで、政和会は、11時10分から12時10分まで、会派に所属していない議員の1人目は、13時10分から13時35分まで、会派に所属していない議員の2人目は、13時35分から14時までとなる。

○委員長（大川勝弘君）決算大綱質疑については、決算審議に係る大綱の質疑とし、会派及び会派に所属していない議員により関連質疑なしで実施する。また、発言の順序についても、説明のとおりでお願いします。以上のとおり決定することに、異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、9月3日（木）の正午までとしているので、留意願う。

次に、(4) 一般質問について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

それでは、各会派における一般質問の実施者数を順次、お知らせ願う。

○1番（河島紀美恵君）3人。

○2番（佐藤 周君）1人。

○3番（長沢 正君）2人。

○5番（四宮和彦君）2人。

○6番（虫明弘雄君）1人。

○委員長（大川勝弘君）なお、あらかじめ議長において、内々、会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、お二方が実施されとのことであるので、ただいま伺った各会派の実施人数と合わせ、発言者の人数については、最大11名ということで調整し、決定させていただく。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明する。

○事務局長（小川真弘君）ただいまの実施人数を踏まえ、一般質問の順序を申し上げる。1日目9月10日（木）1番目伊東未来1人目、2番目正風クラブ、3番目自由民主 伊東、4番目伊東未来2人目、5番目公明党1人目となる。2日目9月11日（金）1番目政和会1人目、2番目伊東未来3人目、3番目公明党2人目、4番目政和会2人目、5番目会派に所属していない議員1人目となる。3日目9月14日（月）については、会派に所属していない議員2人目のみとなる。

○委員長（大川勝弘君）一般質問については、1人50分以内、関連質問なしで実施する。また、質問の順序についても、説明のとおりお願いします。以上のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。なお、通告期限については、9月1日（火）の正午までとしているので留意願う。また、決算大綱質疑の通告と重ならぬよう、通告期限にかかわらず、できる限り早めに提出いただくよう、協力をお願いします。

次に、(5) 会期及び日程についてから(7) その他まで、事務局長から説明する。

○事務局長（小川真弘君）初めに、(5) 会期及び日程についてである。資料7ページ及び8ページを参照願う。会期は、8月31日（月）から9月30日（水）までの31日間の提案である。先ほどの大綱質疑及び一般質問の実施人数を踏まえ、順を追って説明する。8月31日（月）は、開会、議事に入り、会期の決定後、決算概要説明に引き続き、決算10件、決算と関連のある市議第20号及び市議第21号に係る説明の後、報告1件を受け、この報告に対する質疑

のみを行い、引き続き、条例５件、単行１件、補正予算１件の説明をお願いする。９月１日（火）は、先ほどの説明のとおり一般質問の通告期限、２日（水）は本会議なし、３日（木）は決算大綱質疑の通告期限となる。４日（金）は本会議なし、５日（土）及び６日（日）は休会、７日（月）は本会議なし、８日（火）は決算大綱質疑の１日目、９日（水）は決算大綱質疑の２日目とし、決算大綱質疑終結後、決算１０件及び決算と関連のある市議第２０号並びに市議第２１号の予算・決算特別委員会、または、所管常任委員会への付託をお願いする。１０日（木）は一般質問の１日目、１１日（金）は一般質問の２日目、１２日（土）及び１３日（日）は休会、１４日（月）は一般質問の３日目で、一般質問終了後、議案審議に入り、条例５件の所管常任委員会への付託並びに補正予算１件の予算・決算特別委員会への付託及び単行議案１件の即決をお願いし、本会議終了後、議場にて予算・決算特別委員会を開催し、一般会計補正予算及び一般会計決算を所管分科会に分割送付をお願いする。１５日（火）は本会議なし、１６日（水）は常任福祉文教委員会及び福祉文教分科会、１７日（木）は常任観光建設委員会及び観光建設分科会、１８日（金）は常任総務委員会及び総務分科会をそれぞれ第２委員会室にて、午前１０時からお願いする。１９日（土）から２３日（水）までは休会、２４日（木）は本会議なし、２５日（金）は議場にて予算・決算特別委員会となる。２６日（土）及び２７日（日）は休会、２８日（月）は本会議なし、２９日（火）に議会運営委員会、３０日（水）を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告及び決定をお願いする。

次に、(6) 市議会採択の請願、陳情の処理状況については、告示に際し、議案とともにお手元に配付されているので、確認のほどをお願いする。

最後に、(7) その他であるが、事務局からは特になし。以上である。

○委員長（大川勝弘君）まず、(5) 会期及び日程について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(6) 市議会採択の請願、陳情の処理状況について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

市議会採択の請願、陳情の処理状況については、説明のとおり了承願う。

次に、(7) その他について、事務局からはないとのことであるが、９月定例会の運営について、委員から何かあったら、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で、日程第１、市議会９月定例会の運営についてを終了する。

○委員長（大川勝弘君）日程第２、意見書についてを議題とする。

今定例会に提起された意見書案は、公明党から提起の３件である。公明党代表の長沢委員から、説明をお願いする。資料は、９ページからである。

○３番（長沢 正君）会派から３つ出させていただく。一部読み上げる。

まず、「夏休み中の子どもの貧困対策および緊急セーフティネットの強化を求める意見書（案）」である。長引く物価高騰の影響等により、低所得の子育て世帯やひとり親世帯においては、生活苦がより深刻化している。特に夏休み期間中は学校給食がなくなるため、子供の欠食や栄養不足が懸念されるとともに、猛暑の中で冷房設備のない自宅で過ごさざるを得ないなど、子供の健康リスクや家庭の孤立化が極めて深刻な課題となっている。こうした子供の健康リスクや孤立、栄養不足の問題を解消するためには、安心・安全な「涼しい居場所」に行けば「食」が提供され、そこへのアクセスが確実に保障される緊急セーフティネットの構築が急務である。政府においては、こども家庭庁を中心とする関係省庁の補助事業や制度を複合的に活用し、地方自治体が地域の実情に応じた柔軟かつ切れ目のない「夏休みこども緊急セーフティネット」を早期に確立できるよう、以下の事項について速やかに必要な措置を講じることを強く求める。

項目だけ読み上げる。１つ「身近な公共施設の拠点化と涼しい居場所・食の確保」、１つ「地域における食料供給ラインの強化と政府備蓄米の活用」、１つ「アウトリーチ型支援と情報発信の強化」、１つ「困窮世帯向け「子どもの学習・生活支援事業」の拡充」である。

２つ目は、「「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書（案）」である。本年７月に防災庁設置法が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として防災庁の発足が目前に迫っている。一方で、本年７月２８日に発生した令和８年熊本地震では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する防災庁が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化及び支援体制の抜本的刷新が不可欠である。よって、政府においては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえ

た実効性ある以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

項目だけ読み上げる。1つ「猛暑期の避難生活における衛生環境の改善とトイレ対策」、1つ「災害関連死を防ぐための医療・福祉チームの早期・広域派遣」、1つ「被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化」、1つ「ガソリン等緊急用燃油の安定・優先供給体制の確立」、1つ「複合災害・二次災害防止に向けた監視・警戒体制の徹底」である。

3つ目は、「化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書（案）」である。化学物質過敏症（MCS）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患である。現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムの未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状である。特に近年では、人工的な香料等によるいわゆる「香害」をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設等での不理解から、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えない。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。よって、政府においては、令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

項目だけ読み上げる。1つ「全国的な疫学調査・実態調査の実施」、1つ「客観的診断基準の確立と専門医療体制の整備」、1つ「公共施設や学校等における環境対策と「香害」啓発の推進」、1つ「就労・就学現場における「合理的配慮」の提供徹底と環境整備」、1つ「総合的な相談支援体制の構築と社会的理解の促進」、1つ「発症メカニズム解明および治療法確立への研究支援強化」である。

以上、この3つの意見書を出させていただく。よろしくお願いいたします。

○委員長（大川勝弘君）提起された意見書案の取扱いについては、最終本会議前、9月29日の本委員会において、協議、決定することとなるが、今後の協議、調整に資するため、各会派及び会派に所属していない議員から、順次、3件一括して意見を伺う。

○1番（河島紀美恵君）内容は良いと考える。会派に持ち帰り検討したい。

○2番（佐藤 周君）前向きに検討したい。

○5番（四宮和彦君）大変良い意見書と考えるため、基本的には賛成である。ただ、細かい部分で足してもらいたいこともあるかと思うので、持ち帰り検討したい。

○6番（虫明弘雄君）会派に持ち帰り検討したい。

○オブザーバー（片桐基至君）基本的には賛成である。改めて内容は精査したい。

○オブザーバー（重岡秀子君）前向きに検討したい。

○委員長（大川勝弘君）ただいま伺ったところ、各会派及び会派に所属していない議員全員からの賛同を得るまでには至っていない。したがって、提起会派において、各会派及び会派に所属していない議員との調整を進めていただくとともに、最終本会議前、９月２９日の本委員会において、改めて協議、決定することとする。

以上で、日程第２、意見書についてを終了する。

○委員長（大川勝弘君）日程第３、その他を議題とする。(1) 令和８年度議会費９月補正予算についてから(3) その他まで、事務局長から説明する。

○事務局長（小川真弘君）その他について申し上げます。まず、(1) 令和８年度議会費９月補正予算についてである。

資料の１２ページを参照願う。９月定例会にお願いする議会費補正額は、１４５万４，０００円を減額し、補正後の予算規模を２億２，３９４万１，０００円とするものである。１３節使用料及び賃借料において、５７万２，０００円を減額するとともに、その他使用料から機械器具借上料に予算を振り替えるものだが、これについては、タブレットの導入に関し、当初、購入を想定していたが、議会ＩＣＴ化検討会議での決定を踏まえ、リースに切り替えることとしたことによる整理となる。あわせて、債務負担行為を落とし、長期継続契約とするものである。また、１７節備品購入費において、８８万２，０００円を減額するが、議会車購入の際の差金分である。

次に、(2) 令和７年度議会費等決算の概要についてである。最初に、歳出について説明する。資料１４ページ及び１５ページを参照願う。歳出は、事務局職員の人件費と議会関係費の２つの事業を総括した決算状況である。節ごとに説明をする。

１節報酬は、７，８９２万７，３９７円で、議員２０人分の報酬である。２節給料２，６０９万４，９００円は、事務局職員６人分の給料である。３節職員手当等４，３８９万８，５７４円は、議員期末手当のほか、事務局職員の各種手当に要した経費であるが、議会解散等により、在職期間の区分に応じた割合が減じられて支給されている。４節共済費３，２２４万４，１１３円は、議員の共済給付負担金等と事務局職員の共済組合負担金等である。５節災害補償費及び７節報償費については、支出がなかった。８節旅費３５２万６１０円のうち、費用弁償３１１万５，５８４円は、各種議長会、議員行政視察及び議員調査活動の旅費等に係る経費であり、普通旅費４０万５，０２６円は、各種議長会や議員行政視察の随行等に係る事務局職員の旅費である。９節交際費２０万１，５４５円は、議会が対外的な活動を行うために必要な経費として、諸行事において贈呈する議長賞の記念品購入代、各種団体の総会等出席に伴う負担

金や協賛金、また、議員行政視察対応のお礼などに支出した。１０節需用費２９８万５４３円は、官報、新聞、雑誌等購読料、法規等追録代、プリンターのトナー代等の消耗品費、議会車の燃料費、来客用煎茶等の食糧費、議会だより等の印刷製本費、議会車の法定点検に係る修繕料などである。１１節役務費２２万７，３６０円は、電話やファクス、インターネット接続料の通信運搬費等である。１２節委託料２１７万８，１１０円は、本会議や委員会の反訳委託料と会議録検索システムのデータ作成委託料である。１３節使用料及び賃借料１５２万１，８７０円は、会議録検索システムの使用料や議員控室ネットワーク機器、事務局動画編集用パソコンの機械器具借上料、議員研修会用バスを借り上げた際の自動車借上料、議長会等出張時の有料道路通行料などが主なものである。１７節備品購入費２万４，８６０円は、議会図書室用図書を購入した際の図書購入費である。１８節負担金補助及び交付金１３３万１，５８０円は、各種議長会の負担金、行政視察や議員調査活動に要した研修費負担金、諏訪・伊東姉妹都市議会議員交歓研修会負担金、議員団体定期保険料が主なものである。以上が歳出決算の内訳で、令和７年度決算額は、対前年度比１，８０５万６４６円、率にして８．５％減の１億９，３１５万１，４６２円で、予算額２億１，６４３万９，０００円に対し、執行率は８９．２％である。

次に、歳入について説明する。資料１３ページを参照願う。第２１款諸収入第６項第３目雑入の４節雑入は、当初予算には計上していないが、令和６年度に掛けた全国市議会議員互助会団体定期保険の配当金２万８，７５６円と、全国競輪主催地議会議長会から令和７年台風１５号等に伴う災害見舞金５万円、情報公開写し交付代６，０９０円の合計８万４，８４６円を受け入れた。以上が、令和７年度議会費決算の概要である。

次に、(3) その他であるが、事務局からはない。以上である。

○委員長（大川勝弘君）まず、(1) 令和８年度議会費９月補正予算について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

令和８年度議会費９月補正予算についてを終了する。

次に、(2) 令和７年度議会費等決算の概要について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

令和７年度議会費等決算の概要についてを終了する。

次に、(3) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大川勝弘君）質疑、意見なしと認める。これをもって質疑、意見を終結する。

以上で、日程第３、その他を終結する。

○委員長（大川勝弘君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和８年８月２５日（火）午前１０時４０分（会議時間４０分）

以上の記録を認める。

令和８年８月２５日

委員長 大 川 勝 弘